

福岡市総合計画に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、福岡市の総合計画に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「総合計画」とは、本市将来の健全な発展を促進するために策定する市政の総合的計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画よりなるものとする。

2 この規則において「基本構想」とは、総合的かつ計画的な市行政の運営を図るために定める構想をいう。

3 この規則において「基本計画」とは、基本構想に基づき市又は区の行政分野全般に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいう。

4 この規則において「実施計画」とは、基本計画に基づき市又は区の行政分野全般に係る具体的な事務事業の実施に関して定める計画をいう。

(計画策定の原則)

第3条 総合計画は、本市発展のための基本的施策を積極的かつ重点的に推進することにより計画的かつ効果的な行政を確立し、行政各部門相互間に有機的関連を保ちつつ総合的成果をあげるように策定しなければならない。

(基本構想の策定)

第4条 基本構想は、市長が議会の議決を経て定める。

(基本計画の策定)

第5条 基本計画の期間は、おおむね10年とする。

2 基本計画は、実施計画及び各行政分野における基本的な計画の基本とするものとし、特に著しい社会経済情勢の変化又は特別な理由がない限り変更しないものとする。

第6条 基本計画は、市長が議会の議決を経て定める。

(実施計画の策定)

第7条 実施計画の期間は、4年とし、3年を経過するごとに検討を加え、更に4年間の計画として策定するものとする。

2 実施計画は、次の各号のいずれかに該当する理由による場合のほか、これを変更することができない。

(1) 基本計画が変更されたとき。

(2) 国又は県の計画の変更により著しい事務事業量の増減が生じたとき。

(3) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。

(4) その他市長が必要と認めたとき。

第8条 実施計画は、市長が決定し、議会に報告する。

(総合計画審議会への諮問等)

第9条 市長は、第4条の規定により基本構想を議会の議決に付そうとするとき及び第6条の規定により基本計画を議会の議決に付そうとするときその他総合計画に関する重要な事項の決定に当たり特に必要と認めたときは、総合計画審議会に諮問するものとする。

2 市長は、総合計画の推進に関し必要と認めた事項について、総合計画審議会に報告し、意見を聞くものとする。

(計画の実施)

第10条 総合計画に定められた事務事業は、これを実現するよう努めるものとする。

(計画実施に必要な外部調整)

第11条 総合計画の実施に当たっては、必要な外部機関及び団体との連絡調整を行い、事業が円滑に行われるよう図らなければならない。

附 則 略